

## 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券 第5弾 ～取扱加盟店募集～

新型コロナウイルスは変異等により感染者は爆発的な増加傾向に転じ、第7波の渦中にあると考えられ、今後も予断の許さない状況にあります。また、ロシアのウクライナへの侵攻により世界情勢の大幅な変化によって原油他原材料および小麦・食用油等の高騰や円安の進行を背景として中小事業者の収支は厳しい状況にあります。

そのような中で経営基盤の弱い小規模事業者の経営環境は深刻な状況にあることから、町の御理解を頂き、第5弾のプレミアム付き商品券発行事業を行います。つきましては、前回に引き続き加盟店を募集します。

### 【お申込み】

前回「第4弾」にご参加頂いた場合でも、申込書は再度ご提出をお願いいたします。

また「加盟店一覧表」を2回添付いたします。印刷の関係上、申込期限を1次と2次に分けております。

お申込みは 原則 9月30日(金) まで

2次×切以降も申込みは受け付けますが、ホームページ上での掲載のみとなり、印刷物への掲載はできません。なるべく期限内にお申し込みください。FAX（32-7699）でも可

①町民世帯先行販売の購入引換券郵送時

申込1次 ×切 9月30日(金) 午後5時まで

②プレミアム付き商品券の販売時

申込2次 ×切 10月21日(金) 午後5時まで

### 【加盟店の登録資格】

#### 加盟店の範囲と条件

★町内に店舗等を有する事業者であること。

町外に店舗等を有する場合、町外店舗での利用はできません。

また複数店舗で小規模事業者の判定がされたとしても、町外店舗での取扱いはできません。

★A券の範囲：小規模事業者であること（スーパーマーケット・ドラッグストア・大手フランチャイズ店（コンビニエンスストアを含む）を除く）

★B券の範囲：プレミアム付き商品券に申込みをしたすべての事業所

#### 小規模事業者とは…

常時使用する従業員数が20人以下（但し、商業・宿泊業・娯楽業を除くサービス業については従業員数が5人以下）

#### 常時使用する従業員数とは…

一週間に平均20時間以上勤務している従業員（パート・アルバイトを含む）、法人の役員、個人事業の専従者（同居の家族従業員は従業員数に含まない）

複数店舗を有している場合、全店舗で勤務している従業員数で判定します。

※本事業を行うために、独自の基準を設けています。

## 【事業内容】

商品券名 新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾

主催 吉田町商工会（吉田町商工業振興事業費補助金対象事業）

販売総額 2億1千万円  
1世帯5セットご購入いただいた場合、14,000世帯分（町内世帯 約12,000）

販売金額 3,000円分（500円券6枚1セット）の商品券を2,000円で販売

（内訳） A券：1,500円（500×3枚）

小規模事業者（スーパーマーケット・ドラッグストア・大手フランチャイズ店（コンビニエンスストアを含む）を除く）の加盟店のみ利用可能

B券：1,500円（500×3枚）

全ての加盟店で利用可能

使用期間 販売日から令和5年2月28日（火）まで

制限事項 500円に満たない支払いについてお釣りを出すことはできません。  
税金・保険・医療費の支払い、金券類の購入には使用できません。

購入資格 町民世帯先行販売：一世帯5セットの購入を2週（2回）実施いたします。 ※完売次第終了

町より郵送 引換券① 11月 5日～ 8日（第1週 有効）

引換券② 11月12日～15日（第2週 有効）

一般販売：町民世帯先行販売終了後に残った場合、実施します。 ※先着順で販売

町内在住者および町内勤務者（町民世帯先行販売購入世帯者も可）

1日1人5セットまで

販売日 町民世帯先行販売（事前に町より購入引換券を各世帯へ郵送）を行い、残が生じた場合は、町内勤務者へ範囲を広げて販売いたします。

### 町民先行販売 ① 第1週（1回目）

時間：9：00～16：00

月 日	販売会場				
	学習ホール	川尻会館	JA吉田支店 南側駐車場	オアシス館	商工会館
11月5日（土）	○	○	○	○	
11月6日（日）～8日（火）				○	○

## 町民先行販売 ② 第2週(2回目)

時間：9：00～16：00

11月13日(日)のみ：14：00～17：00

月 日	販売会場				
	学習ホール	川尻会館	J A 吉田支店 南側駐車場	オアシス館	商工会館
11月12日(土)	○	○	○	○	
11月13日(日)				○	○
11月14日(月)～15日(火)				○	○

### 一般販売

販売会場に設置されている申込用紙へご記入していただきます。**※完売次第終了**  
残が生じた場合は11月21日(月)以降、吉田町商工会館のみで販売いたします。

時間：9：00～16：00

月 日	販売会場	
	学習ホール	J A 吉田支店南側駐車場
11月19日(土)	○	○

### 【換金方法】

**換金日** 令和4年11月～令和5年2月までは、基本的に月2回の換金日を設けます。  
**最終換金日は令和5年3月8日(水)**とし、補助金清算期限の関係から理由の如何を問わず、以降の換金はできません。換金額が3万円未満の場合、まとめた換金にご協力下さい。

**受付時間** 8時30分～17時00分

**受付場所** 吉田町商工会館

**換金方法** 吉田町商工会に設置している所定の用紙に記入・押印していただき、回収した商品券とともにご提出下さい。確認後に小切手(原則、銀行渡り)を発行します。  
経費節減のため小切手を用いています。ご理解をお願いいたします。

## 【販売日の販売協力のお願い】

前回に続き町民先行販売や一般販売、コロナウイルス対策の人手等、多人数の加盟店の皆様の協力が不可欠です。町民先行販売の11月5日（土）・12日（土）及び一般販売初日11月19日（土）の販売日に割り振りをさせていただき、各1名の販売協力（半日程度を予定）をお願いいたします。割り振りは後日連絡します。

## 【その他】

**非会員の方は、会員加入をお願いします。**

吉田町商工会への加入・加盟店登録のお申込みは吉田町商工会（TEL：32-3366）へご連絡下さい。

店舗の有無や業種に限らず、お客様が商品券を利用できる事業者の参加を歓迎します。是非ご検討ください。

例）水道、電気工事、建築関連工事のお支払

「新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾」  
取扱店 登録申込書

※ 前回（第4弾）にご参加いただいた方も確認のため再度ご提出をお願いいたします。

~~—加盟— 1次切 9月30日（金）午後5時までのご提出にご配慮下さい。~~

~~—加盟— 2次切 10月21日（金）午後5時までのご提出にご配慮下さい。~~

FAX：0548-32-7699 可

【吉田町内で行っている事業についてのみ登録申請できます】

事業所名 (チラシ等にこの事業所名が記載されます。)	
具体的な事業内容	
小規模事業者の確認	小規模・小規模以外
会員確認	会員・非会員
吉田町内の事業所所在地	榛原郡吉田町
上記事業所の連絡先	TEL ( ) FAX ( )

【小規模事業者であることの判定】

1 業種について

① 商業（卸売業・小売業 等）	回答  番
② 宿泊業・娯楽業を除くサービス業	
③ ①②以外の事業（製造業・建設業・宿泊業・娯楽業 等）	

2 従業員数について

常時使用する従業員数 ※常時使用する従業員数については一週間に平均20時間以上勤務している従業員（パート、アルバイトを含む）です。法人の役員、個人事業の専従者（同居の家族従業員）は従業員に含まれません。 ※本事業を行うために独自の基準を設けています。	回答  名
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

換金についての確認書（厳守事項）

※ 補助金清算の関係から期限後は理由の如何に関わらず換金はできません。

ご提出に際し、以下の事項についてはご了承を頂いたものとさせていただきます。

- ・換金期限（令和5年3月8日（水））について厳守いたします。
- ・換金期限以降の未換金があった場合は、自社の責任で処分します。

吉田町商工会 様

【申請者】 住所  
(署名又は記名捺印) 事業所名  
代表者名

印

## 付加サービスについて検討のお願い

付加サービスについてのご提出は~~10月21日(金)~~までにお願ひします。

第5弾の実施に伴い、プレミアム付き商品券の効果を高め、かつ、それぞれの事業をアピールし、次回以降の販促に繋げるため、それぞれの事業者による付加サービスの検討を前回に続きお願いいたします。

内容については特段の制約は致しませんが、例えば次のような内容でご検討を頂ければと考えます。それぞれのサービス内容は取扱店一覧チラシを作製します。

### 【 付加サービス例 注) 付加サービスの広報は会員のみ 】

- ・ プレミアム付き商品券でのお買い物 (一部使用も可) 愛カードポイント〇倍
- ・ " 自社ポイント〇倍
- ・ " 次回割引券贈呈
- ・ " 次回使用クーポン贈呈

### 【 自社独自のサービスについての要件 】

- ・ プレミアム付き商品券の利用を前提としたサービスとしてください。
- ・ お客様にわかりやすい内容にしてください。
- ・ 公序良俗に反しない内容である限り内容は制約しませんが、責任ある対応をお願いします。
- ・ サービスに係る経費は、各自で負担をお願いいたします (サービス券等の印刷を含む)
- ・ 全体の広報は商工会で実施 (取扱店チラシ等) しますが、個々においてもアピールをお願いします (事業所にサービス内容を掲示等)

付加サービスを ( 実施する ・ 実施しない )



<付加サービスの内容 なるべく簡潔にまとめてください>

FAX (0548-32-7699) 可

提出日 令和 年 月 日

吉田町商工会 様

【申請者】 住 所  
(署名又は記名捺印) 事業所名  
代表者名

Ⓔ

~~10月21日(金)~~までにご提出をお願いします。

以後も受付は致しますが、サービス一覧等への記載は出来ませんのでご了承ください。

指定店用

「 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券 第5弾 」  
換金申込書

「 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券 第5弾 」の換金を申請します。

※A・B券でまとめてください。商品券はご面倒でも切り離してください。

事業所名		
換金枚数 (A券)・金額	枚	円
換金枚数 (B券)・金額	枚	円
合計	枚	円

【換金日】

11月	12月	1月	2月	3月
15日 (火)	13日 (火)	6日 (金)	7日 (火)	1日 (水)～3日 (金)
29日 (火)	27日 (火)	24日 (火)	21日 (火)	6日 (月)～8日 (水)

令和5年3月8日(水)を期限に、以降は理由の如何にかかわらず換金できません。

(各自の責任で処分をお願いします。)

換金額が3万円未満の場合は、なるべくまとめての換金にご協力下さい。

受付時間 8時30分～17時00分

受付場所 吉田町商工会館

「 新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾 」

換金領収書

吉田町商工会 様

金

--	--	--	--	--	--	--	--

但し「 新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾 」の換金

領収日 令和 年 月 日

【領収者・記名押印又は署名】住 所  
事業所名  
代表者名

印

B券店用

「 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券 第5弾 」  
換金申込書

「 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券 第5弾 」の換金を申請します。

※商品券はご面倒でも切り離してください。

事業所名		
換金枚数 (B券)・金額	枚	円

【換金日】

11月	12月	1月	2月	3月
15日 (火)	13日 (火)	6日 (金)	7日 (火)	1日 (水) ~ 3日 (金)
29日 (火)	27日 (火)	24日 (火)	21日 (火)	6日 (月) ~ 8日 (水)

令和5年3月8日 (水) を期限に、以降は理由の如何にかかわらず換金できません。

(各自の責任で処分をお願いします。)

換金額が3万円未満の場合は、なるべくまとめた換金にご協力下さい。

受付時間 8時30分~17時00分

受付場所 吉田町商工会館

「 新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾 」

換金領収書

吉田町商工会 様

金

--	--	--	--	--	--	--	--

但し「 新型コロナウイルス・物価高騰対策プレミアム付き商品券 第5弾 」の換金

領収日 令和 年 月 日

【領収者・記名押印又は署名】住 所  
事業所名  
代表者名

印